

→ 毎年流行する季節性インフルエンザ対策！

## 季節性インフルエンザ予防接種の開始

**冬** 場は、毎年季節性インフルエンザが発生し、流行しやすい季節です。高齢者や乳幼児がインフルエンザに感染すると重症化や死亡する恐れがあるため、国や市では次の①～③の人を対象に、季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の一部補助を実施し、費用負担の軽減を図っています。10月から来年2月末まで、同ワクチンの予防接種が受けられますので、希望する場合はかかりつけ医や最寄りの医療機関にお尋ねください。

なお、このワクチンは新型インフルエンザには効果がありませんのでご注意ください。

**対象者** ①65歳以上の人

②60歳以上65歳未満で、

①心臓、腎臓、呼吸器のいずれかの機能に障害があり、身体障害者手帳1級を所有する人

②人免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、身体障害者手帳1級を所有する人

③生後6カ月から小学6年生までの子ども

**自己負担額** 1回1,000円(生活保護受給者は証明書を提出すると無料)

**接種回数** ①②の人は1シーズン1回

③の人は1シーズン2回(2回目の接種は1回目から1～4週間空けてください)

**【みんなで心掛けよう！ インフルエンザ対策】**

ことしは例年より早くインフルエンザが流行しています。次のことに注意して、インフルエンザ感染の拡大を防ぎましょう。

- ・ウイルスは目に見えないので、小まめに手洗い・うがいを行い、できるだけ人込みを避けましょう。
- ・十分な栄養と睡眠を取り、体力・抵抗力を高めましょう。
- ・咳やくしゃみでウイルスが飛び散る範囲は、咳が1.5m、くしゃみが3mとされています。咳やくしゃみが出るときはマスクを着用し、感染が拡大しないように心掛けましょう。
- ・感染したかなと思ったら、かかりつけ医に電話で相談し、早期受診・早期治療に心掛けましょう。



健康づくり課 ☎24-1111

→ 税制改正に伴う、10月からの制度変更

## 年金からの市・県民税の引き去り開始

**こ** れまで年金を受給している市・県民税の納税義務がある人には、市役所や金融機関などで市・県民税を納めていただいていた。10月からの特別徴収制度の導入により、年金を支給する年金保険者(社会保険庁など)が、年金にかかる市・県民税を年金から引き去りし、本市へ直接納入するようになります。これにより、皆さんの納税の手間が省かれるとともに、市の徴収事務の効率化などが見込まれています。

対象となる65歳以上の人には、6、7月に納税通知書とチラシをお送りしていますのでご確認ください。また広報させば7月号で制度を紹介し、広報させば8月号の折り込みチラシで制度の詳しい案内をしています。ご理解とご協力をお願いします。

**給与収入と年金収入がある場合は？**

昨年度までは年金にかかる市・県民税額を給与から特別徴収できましたが、今回の改正で、給与収入にかかる税額は給与から、年金収入にかかる税額は年金からそれぞれ特別徴収することになりました。

※65歳未満の人の年金にかかる税額は普通徴収(納付書

や口座振替による納付など)となります。

**年度の途中で特別徴収が中止になる場合は？**

次の①～③に該当する場合、特別徴収が中止になります。残りの税額がある場合は普通徴収になりますので、あらかじめ納税通知書を送付します。

①本人が転出、死亡した

②介護保険料の特別徴収が中止になった

③年度の途中で市・県民税額が変更になり、特別徴収の税額に変更が生じた など

**普通徴収で納める場合はありますか？**

年金や給与から特別徴収できない税額がある場合や年金以外の所得がある場合は、普通徴収になります。

※年金を2つ以上受給している場合、市・県民税は介護保険料が特別徴収されている年金から引き去られます。また遺族・障害年金など非課税年金は、特別徴収の対象外です。

市民税課 ☎24-1111

すこやかプラザとの連絡通路設置に向けて  
市役所南側出入口を閉鎖します

**本** 市では、市民の皆さんが安全で快適に市役所周辺地区の公共施設を利用できるように、保健所の建て替えや歩道改修などの環境整備を行っています。今後は保健所跡地に立体駐車場を建設し、市役所2階と中央保健福祉センター「すこやかプラザ」3階を連絡通路でつなぐ予定(来年秋ごろ完成予定)で、連絡通路設置に向けた準備工事を10月中旬から来年1月末ごろまで行います。

工事期間に合わせて、「市役所南側出入口」(写真)を閉鎖しますので、市役所を利用される際は「正面玄関」か「北側出入口」をご利用ください。工事期間中は、大変ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。



高砂街区再整備室、財産管理課 ☎24-1111

市長と一緒に中国を訪問してみませんか  
中国蘇州・上海市訪問ツアー

**経** 済の発展が著しい中国から本市へ多くの観光客に訪れていただくため、本市では近年、市長が中心となって中国各地で観光PRを行っています。

今回、市長と市民の皆さんとで中国蘇州・上海市などを訪れ、観光交流を通じて友好を深めるツアーを企画しました。皆さんのご参加をお待ちしています。

**日 程** 11月21日(土)～25日(水)  
※4泊5日(朝食4回、昼食3回、夕食4回)。  
※佐世保発着で長崎空港を利用します。

**行き先** 杭州市、桐郷市烏鎮、蘇州市、上海市

**旅行代金** 1人82,000円(2名1室利用。別途諸費用あり)

**定 員** 先着50人

**申込期限** 10月23日(金)

**申し込み先** JTB九州佐世保支店(栄町6-18、☎23-5218)

※ツアーのお尋ねは、JTB九州佐世保支店にどうぞ。

企業立地・観光物産振興局 ☎24-1111

→ 地球温暖化対策の  
取り組みを支援！

## 住宅用太陽光発電設備の設置補助を開始

**本** 市では、地球温暖化対策の一つとして、自然エネルギーの普及・促進と温室効果ガスの排出量の削減を目指して、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助を始めました(国・県の補助金と併用可)。ぜひこの機会に太陽光発電設備(以下、設備)を設置してみませんか。

**補助額** 1基当たり6万円(1戸につき1基まで)

**補助件数** 120件(予定)

**対象者** 市内で自ら居住する住宅(店舗・事務所等併用住宅を含む)に、設備を新たに設置する市民(実績報告書の提出までに住民登録する人も含む)で、電力会社と電灯契約を結んでいる人

**対象設備** 太陽電池の定格出力が10kw未満の未使用の設備(中古品は除く)で、太陽光発電普及拡大センターが定めている「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程」第4条の要件に適合するもの

**申請期限** 来年3月17日(水)

※申請は原則、設備の着工前(ことし8月21日以降に国の補助金の交付決定を受けている場合は、設備の設置後でも申請可)で、実績報告書を来年3月25日(木)までに提出することが必要。

**申請方法** 必要書類を添えて環境保全課へ

※申請書は、同課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※国・県の設置補助制度に関しては、環境カウンセリング協会長崎(☎095-818-3305)にお尋ねください。



環境保全課 ☎26-1787